

都市計画法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の事業計画の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成19年2月23日

京都市長 榊本 頼兼

1. 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

1・4・9号 久世橋線

1・4・7号 油小路線

2. 事業地

(1) 収用の部分

京都市南区上鳥羽南苗代町及び上鳥羽南鉾立町並びに伏見区竹田向代町及び竹田向代町川町地内

(2) 使用の部分

なし

3. 事業施行期間

平成19年2月2日から平成23年3月31日まで

4. 図書の縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局街路部広域幹線道路課

（建設局街路部広域幹線道路課）